

秋田地方最低賃金審議会 令和3年度第2回 秋田県最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和3年8月3日(火) 13:30~16:00

2 場 所 秋田合同庁舎第二会議室

3 出席者 公 益 委 員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 秋田県最低賃金の金額審議について
- (2) その他

5 議事要旨

- (1) 事務局から資料の説明があった後、金額審議について個別協議(公労会議、公使会議)を行った。労働者側、使用者側合意に至らず、継続審議とし、本日の金額審議を終了した。

<労働者側委員の主張>

秋田県の最低賃金は全国最下位であるが、中賃の目安額等を勘案して引上げをするべきである。労働組合が組織されていない労働者へ波及させて、労働条件を改善させていく必要がある。全国最下位という悪いイメージから脱却し、若い労働者の県外流出に歯止めをかけるという面からも引上げが必要である。

<使用者側委員の主張>

中賃の目安 28 円は根拠も明確ではなく、受け入れ難い金額である。上積みなどの議論ができるものではなく、使用者側としては現状維持を主張する。目安額を無視した議論は難しい、ということはわかるが、中賃でも使用者側は反対しており、その考えは地方でも変わらない。

- (2) 事務局から次回第3回専門部会を8月5日(木)13時30分開催する旨説明があった。